

代理処罰について

最近、日本で交通事故を起こしたブラジル人の処罰問題がマスコミをにぎわせています。そこで少し法的観点からまとめてみました。

まず、代理処罰といういいかたですが、ブラジルが、日本の刑罰を課すわけではなくあくまで、ブラジルの法律により国民の国外犯として処罰するわけですから代理処罰という言葉は正しくないわけです。

また、帰国したブラジル人を引き渡さないのが好ましくないような報道がされているように思えますが、日本も逃亡犯罪人が、日本人のときは、条約に特別な規定がない限り引き渡さない（逃亡犯罪人引渡法第2条）わけですから、ブラジルのみが異例ではないのです。むしろどちらかというとな米国のように自国民を原則引渡すほうが少数派です。少なくとも日本の現状に一言触れた報道があつてしかるべきです。なお、日米、と日韓の引渡条約に自国民引渡規定があるので、米国と韓国へは日本人が引渡される可能性があります。

また、逆のケースではどうでしょうか。日本人がブラジルで交通事故を起こして日本に帰国した場合です。ブラジルへの引渡は、先ほど書いたように、ありえません。では、日本で処罰されるのでしょうか。刑法の第3条に日本人の国外犯処罰規定がありますが、業務上過失致死傷や危険運転致死傷は対象になっていません。道路交通法にも国外犯処罰規定はありません。従ってまったく処罰されないことになります。これは問題ではないでしょうか。そのことにまったく触れないマスコミもまた問題です。